

高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者福祉施設オンライン面会導入支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、高齢者福祉施設に入所する高齢者の孤独・孤立対策として、オンライン面会に必要な機器の導入を進め、入所者と来所が困難な家族等との繋がりが途絶えないような環境づくりを推進することを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 補助金の交付対象者及び補助対象経費は、別表1のとおりとする。

- 2 補助対象経費について、他の補助金で支援を受ける機器については、補助対象経費から除くものとする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費に別表2に定める率を乗じて得た額(別表2ただし書に定める額を上限とする。)とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「事業実施主体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に、関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する申請書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微と認められるものについては、この限りでない。

2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

(補助事業の中止及び廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(前条の廃止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに、補助事業実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、同項ただし書に該当した各事業実施主体において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第5号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書(様式第6号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

い。

(補助金の交付)

第 11 条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(指導監督)

第 12 条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第 13 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、第 5 条の補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 補助事業者が、本要綱又は本要綱に基づく知事の指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、本要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があった場合
- (4) 補助事業者が、補助事業に関して不正又は不適當な行為をした場合
- (5) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(関係書類の保管)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日（第 7 条の補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しておかなければならない。

附則

この要綱は、令和 3 年 1 0 月 1 2 日から施行する。

別表 1

1 補助事業 実施主体	2 補助対象となる施設	3 補助対象経費
右記施設を運営する法人等	<p>オンライン面会を実施する次の施設。 (市町及び地方自治法第 284 条 2 項に規定する一部事務組合が設置する施設を除く)</p> <p>ただし、県内に所在する施設に限る。 (原則、新たにオンライン面会に必要な機器を導入する施設)</p> <p>(1)介護老人福祉施設 (2)地域密着型介護老人福祉施設 (3)介護老人保健施設 (4)介護医療院 (5)介護療養型医療施設 (6)認知症対応型共同生活介護 (7)特定施設入居者生活介護 (8)地域密着型特定施設入居者生活介護</p>	<p>(1) タブレット端末等のハードウェア、ソフトウェア、モニター・マイク・ヘッドフォン等の購入費、Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費(配線工事、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など)</p> <p>(2) 施設内にオンライン面会コーナーを設ける場合にはパーティション設置費等、オンライン面会を実施するために必要な経費</p> <p>(3) リースの場合については、上記補助対象経費に対応した経費。ただし、令和 4 年 2 月 28 日までの使用分に係る経費に限る</p>

別表 2

補助率	<p>3 / 4 以内</p> <p>ただし、1 施設あたりの補助金の上限額は 2 5 万円とする。</p>
-----	--